

学生本人又は同居する家族等に新型コロナウイルス感染症が疑われる場合

① **息苦しさ、強いだるさ、高熱**等の**強い症状**のいずれかがある場合

② **重症化しやすい方**（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

③ 上記以外で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合

※症状には個人差があるため、**強い症状と思う場合**は、すぐに相談すること。

解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

④ 学生本人又は同居する家族等がPCR検査を受診した場合

上記症状が継続する場合は、他の人との接触を避け、すみやかに最寄りの「**新型コロナウイルス受診相談センター**」に電話で相談してください。また、同時に「**電話**」**「manaba**」にて学生支援センターへ至急、現状報告してください。

新型コロナウイルス受診相談センターへ相談

※自身のID・PASSでmanabaにログインしてください

「**manaba**」にて学生支援センターへ報告

※コース「新型コロナウイルス感染調査」からアンケート

「**②感染疑い報告**」に回答してください。

新型コロナウイルス受診相談センター
指定の医療機関にて受診

新型コロナウイルス受診相談センターより医療機関への**受診・検査不要**と言われた場合も、学生支援センターへ報告してください。

「陽性」の場合（感染あり）

「陰性」の場合（感染なし）

※自身のID・PASSでmanabaにログインしてください

「**manaba**」にて学生支援センターへ結果報告

※コース「新型コロナウイルス感染調査」からアンケート「**③検査結果報告**」に回答してください。

新型コロナウイルス感染症は、政令により「指定感染症」と定められたため学校保健安全法に定める「**第一種感染症**」とみなされます。**陽性「感染あり」と診断された場合は**、医療機関の主治医の**許可があるまで療養し、大学への登校は控えてください**。主治医からの「許可」後は学生支援センターへ連絡し、登校の可否等を相談してください。

最終的な登校の判断等は、**学生支援センターへ**相談してください。
Tel : 072-977-9574

症状が快復した場合は、通常登校してください。
（快復後一週間以内に教務部へ公欠願を提出してください）
※期間を超えた場合、公欠願を受理することはできません。